

# 吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく書類)

2023 年 4 月 1 日

KDDI 株式会社

中部テレコミュニケーション株式会社

2023年4月1日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号  
ガーデンエアタワー  
(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)  
KDDI株式会社  
代表取締役社長 高橋 誠

愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号  
中部テレコミュニケーション株式会社  
代表取締役社長 宮倉 康彰

KDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）と中部テレコミュニケーション株式会社（以下「ctc」といいます。）とは、2023年2月3日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、KDDIが、同契約書に記載の事業に関して有する権利義務を、ctcに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、KDDIにおいては会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日  
2023年4月1日
2. KDDIにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過について  
KDDI は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
  - (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について  
KDDI は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 16 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
3. ctc における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
- (1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について  
差止請求を行った株主はいません。
  - (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について  
株式買取請求を行った株主はいません。
  - (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について  
ctc は、会社法第 799 条第 2 項及び 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 16 日付で官報公告を行い、併せて同日付で日刊工業新聞を以て公告いたしました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本吸収分割により ctc が KDDI から承継した重要な権利義務に関する事項
- 承継資産額 0 円
  - 承継負債額 0 円
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日  
2023 年 4 月 3 日（予定）
6. その他重要な事項  
なし

以 上